

『源氏物語』の童殿上

——年齢への語りと夕霧親子の童殿上——

青木 慎一

I、はじめに

『源氏物語』において、童殿上は如何に語られるのか。前稿では、「内裏、春宮の殿上」と殿上の場所が明示される夕霧の例を取り上げ検討した⁽¹⁾。この童殿上という制度については、服藤早苗氏を中心に、歴史学の分野で研究が深められている⁽²⁾。服藤氏によれば、童殿上は成人前の単なる見習いではなく、祖父や父の政治的威勢を早くに身につけ、成人後の上昇を導くものであり、童舞の成否は子どもの将来を大きく左右し、舞を成功させて帝から御衣を下賜されることが家の面目躍如であったという⁽³⁾。

「濔標」巻で語られる夕霧の童殿上については『源氏物語』と同時代の頼通の童殿上が内裏・春宮同時であったこと、頼通の童殿上が後の摂関家の先例とされたことなどを古記録の記述から確認した。そして、内裏と春宮同時の童殿上であったことが明記される夕霧の

例は、頼通との関連が色濃くうかがえること、夕霧に源氏ではなく歴然たる臣下、ひいては摂関家の嫡男としてのイメージを付与するものであったことを指摘した。このように、童殿上は『源氏物語』において意識的に語られるものであると言うことができるだろう。

物語には夕霧の例のみならず、さまざまな人物の童殿上が語られる。そうした童殿上のあり方の中には、個別の事例の意味にとどまらず、通覧することで見えてくる問題も存在する。本稿に即して述べれば、それは年齢を伴って語られる童殿上ということになる。

『源氏物語』が物語世界を構築するにあたり、童殿上に如何なる意味を付したのか。古記録に見られる童殿上の記載については、歴史学の知見を参照しつつ前稿にて扱ったが、史実における童殿上時の年齢と物語の記述との関連については十分に考察できていない。よって、本稿においては、童殿上時の年齢を中心に、物語が童殿上を語る意図について論じた。まずは、物語中で年齢が判明する童殿上の例を概観し、その傾向を把握することから始めよう。

II、物語において年齢表記を伴う童殿上の例

『源氏物語』中で年齢が明らかにされるのは、次の四例である。

A、中将の御子の、今年をはじめて殿上する、八つ九つばかりにて、
(賢木―二―一四二)

B、男君たち、十なるは殿上したまふ、いとうつくし。

(真木柱―三―三七九)

C、賀皇恩といふものを奏するほどに、太政大臣の御弟子の十ばかりなる、切におもしろう舞ふ。
(藤裏葉―三―四六〇)

D、右の大殿の御子ども二人、大将の御子、典侍腹の加へて三人、まだ小さき七つより上のは、みな殿上せさせたまふ。

(若菜下―四―一八〇)

Aは、韻塞ぎの負態で笙の笛を吹く頭中将の息子(後の弁少将)を紹介する冒頭部分である。ここでは童殿上時の年齢が「八つ九つばかり」であると語られる。また、直前に「今年をはじめて殿上する」とあることから、同年中に童殿上を始めたことも分かる。

Bでは、鬚黒家の子ども童殿上が「十なる」とされる。この場面は鬚黒が式部卿宮邸を訪れ、子どもたちの様子を目にする。鬚黒の子どもについては、先に「女一ところ、十二三ばかりにて、また次々男二人なんおはしける」(真木柱―三―三七〇)と紹介される。ただし、本段での童殿上は童殿上自体を語ることを目的とする文脈

ではなく、長男にまつわる情報として単に付されたものと考えられる。また、「十なるは殿上したまふ」との本文からは、この時点で童殿上を始めたのか、以前からしていたのかを判別することはできず、童殿上開始時の年齢が早まる可能性も念頭に置く必要がある。

Cの場面は、六条院行幸での童舞だ。頭中将の息子の年齢は「十ばかり」。帝・院の御前での童舞であることからすれば、童舞に合わせて童殿上した場合には開始時点と年齢は一致する。逆に、童舞以前に童殿上していた場合にはその年齢は繰り上がることになる。

Dにおいては、鬚黒・夕霧両家の子どもが列記される中、夕霧の子どもについてのみ「まだ小さき七つより上」と具体的な年齢が示される。彼らは朱雀院五十賀に際して童殿上すると考えられ、童殿上を始めるうちの最年少の年齢が「七つより上」ということになる。この部分について、現代注はそのほとんどが七歳以上とする。その中で集成は「まだ小さい七つより上の子は」と注して、八歳と読む可能性に含みを持たせているようにも捉えられる。ただし、後段にて「まだいと小さきほどにて」(若菜下―四―二七九)と形容される夕霧の三男が童舞に加わっていることを踏まえれば、同様の表現が適当だろう。Dにおいては、七歳以上の子たちが童殿上したと判断できる。

以上の四例からは、二例で童殿上開始時の年齢を、残る二例で童殿上が語られる時点での年齢を把握できる。そして、物語で語られ

る童殿上の年齢が、おおよそ七歳から十歳までであることが読み取れる。では、古記録に残る史上の童殿上の年齢はどうか。続いて、史実における童殿上の年齢を確かめる。

Ⅲ、史実における童殿上の年齢

童殿上について史料を調査し、十一世紀中期までの記事をまとめた藤原氏の結果に基づくと、七十名ほどの名が確認できる。このうち、年齢が判明するのは文末の付表のごとく、二十一名となる。年齢に着目し各例を概観すると、最も早いのが『宇多天皇御記』に載る藤原忠平の記録である。忠平は元慶四（八八〇）年に誕生しており、十歳での童殿上となる。しかし、忠平の例は童舞の記事であるため、童殿上自体はこの童舞よりも前に始めていた可能性が否定できず、童殿上の開始時期を特定するには至らない。忠平に続くのは、藤原敦忠や源重信、藤原兼家の例であり、いずれも童殿上を開始した時点の記録である。童殿上の開始は、延喜六（九〇六）年生まれの敦忠が十二歳、延喜二十二（九二二）年生まれの重信が十三歳、延長七（九二九）年生まれの兼家が十歳となる。兼家から十年後、天慶二（九三九）年生の藤原高光も童殿上を始めたのは十歳であった。

天徳四（九六〇）年の内裏歌合では、多くの童が殿上童として出仕し、歌合の員刺（算刺）を務めた。そのうち、年齢が判明するの

は天暦五（九五二）年生まれの藤原朝光（十歳）、天暦七（九五三）年生まれの藤原道隆（八歳）、天暦二（九四八）年生まれの藤原時光（十三歳）の三名である。相当数の童がこの行事のために童殿上したと推測されるが、朝光・道隆・時光が歌合に合わせての童殿上であったのか、それ以前から出仕していたのかを知る手がかりは得られない。

歌合から六年後、康保三（九六六）年の藤原実資の例も童舞であるため、童殿上を始めた時期は不明である。実資の生まれは天徳元（九五七）年であり、当時十歳だったことが『西宮記』の記述から把握できる。実資から三年後、安和二（九六九）年の藤原正光と藤原道綱の童殿上は、『公卿補任』に開始時の年月日が記録されており、天徳元（九五七）年生まれの正光が十三歳、天暦九（九五五）年生まれの道綱が十五歳であったことが分かる。

正光・道綱の例からおよそ三十年、長徳三（九九七）年に藤原兼綱が童殿上したことが『権記』に見える。兼綱は永延二（九八八）年の出生であり、十一歳での童殿上であった。その翌年、同じく『権記』に記されるのが藤原頼通の童殿上だ。

頼通のことについては前稿にて論じたため、ここでは要点を記すに止める。頼通は長徳四（九九八）年に内裏と春宮へ同時に童殿上したと記録される。生年が正暦三（九九二）年の頼通は、七歳で童殿上を認められたことになる。頼通の童殿上は古記録で確認できる最年少かつ初出の事例である。後の『中右記』には藤原忠通の童殿

上の記事が見え、童殿上に際して提出した代々の名簿は頼通に做ったことが確認できる。⁽⁵⁾頼通の童殿上が先例として重んじられたことがうかがえる点も注目される。

その後、年齢が明らかな童殿上は、頼通から八年を経た寛弘三(一〇〇六)年の藤原兼経・藤原実経・藤原経任の例になる。それぞれ童殿上開始時のものであり、長保二(一〇〇〇)年生まれの兼経が七歳、長徳四(九九八)年生まれの実経が九歳、長保二(一〇〇〇)年生まれの経任が七歳と、道隆や頼通に並ぶ早さで殿上を聴されたことが『権記』・『御堂関白記』から確認できる。また、『御堂関白記』には、翌年の藤原定頼の童殿上也載るものの、長徳元(九九五)年に生まれた定頼の童殿上は十六歳であり、年齢が明らかな例としてはかなり遅い開始時期と言える。

時代が下り、治安三(一〇二三)年には『小右記』に藤原経季と藤原兼頼の名が見え、寛弘七(一〇一〇)年生まれの経季が十四歳、長和二(一〇一四)年生まれの兼頼が十歳で童殿上していたことが判明するが、童舞の記事であるため、童殿上の開始はこの時点より遡る可能性も残される。万寿二(一〇二五)年には藤原信家が童殿上を始めたことが同じく『小右記』に記される。寛仁二(一〇一八)年に生を受けた信家の童殿上は八歳の時のことであった。

以上、年齢の分かる童殿上の事例について古記録を中心に概観した。古記録の記述から分かることのうち、本稿に関わる問題としては次の三点が挙げられる。まず、童殿上の開始時期は時代が下るに

つれて若年化する傾向が見て取れる。延喜・天曆頃は十歳から十三歳で童殿上が開始されたものが、天徳内裏歌合では八歳や十歳での童殿上が見られる上に開始時期がさらに早まる場合も考えられる。長徳・寛弘では七歳・九歳と十歳未満で童殿上を始める例が続く。

次に、童殿上の最年少となる年齢を見ていくと、年齢の定まらない藤原忠平を除けば、藤原兼家の十歳、藤原道隆の八歳、藤原頼通の七歳と、いずれも摂関家の息子がそれぞれの時代で最も若くして童殿上したことが認められる。

最後に、十歳未満での童殿上が増えるのが頼通以降である点に留意したい。十歳未満で童殿上した記録としては藤原道隆の八歳が早い例であるが、道隆後の童殿上では藤原正光や藤原兼綱のごとく十歳を下回る例は見られない。しかし、藤原頼通が七歳で童殿上してからは、藤原兼経・藤原実経・藤原経任と三例も十歳未満での童殿上が確認される。しかも、これら三名は道隆や頼通のような摂関家嫡男ではない、いわば傍流の子弟であり、早期の童殿上が家格によるものでないことも特筆すべきである。後代には頼通の童殿上が先例とされたことに言及したが、兼経や経任の例も頼通に倣うことで七歳での童殿上が実現した可能性も考えられる。

そして、古記録と物語の年齢表記をめぐっては、童殿上の開始と童舞が記述され、童舞では童殿上の開始時期が確定しない点で共通する。また、物語で語られる年齢は、七歳が頼通ら、八歳が道隆、十歳が兼家や実資らと、史実に典拠が求められる。その一方、古記

録に見られた歌合の殿上童や十歳を上回る年齢で童殿上を始める例は、物語中に確認できない。また、Bの鬚黒長男のように童殿上に言及する文脈で開始時期が曖昧な記載は古記録に見られない。

右で述べたことを踏まえつつ、次節で物語の年齢表記について具体的な考察を進めたい。

IV、物語において語られる童殿上の年齢

改めて、先に挙げたA・B・C・Dについて振り返っておこう。AとCは頭中将の息子、Bは鬚黒の長男、Dは鬚黒・夕霧両家の男君たちの童殿上だ。いずれも、物語中で次代の上の座を争う家の子どもたちである。とするならば、道隆や頼通のような七、八歳での童殿上にも蓋然性が認められる。しかし、これらの四例を詳しく見ていくと、不自然な点も浮かび上がってくる。

Bにおいて、鬚黒長男の童殿上が直近の出来事であったのか、以前からのものであったのか判然としないことを述べたが、Cにおいてもある種の曖昧さが指摘できるのである。「太政大臣の御弟子」とされるこの人物をめぐっては、

童なる八郎君はむかひ腹にて、いみじうかしづきたまふが、いとうつくしうて、
(真木柱―三―三八三)

と、「真木柱」巻に登場する八郎君と同一人物とする読みも見られる。現代注では、大系・全集・完訳・新全集がこうした見解を提示

する。もしこの「御弟子」が八郎君と同じであるならば、「真木柱」の巻は二年前の出来事であることからして、八歳ほどで童殿上していたことになる。ただ、「童なる八郎君はむかひ腹にて」という記述からは、この時点での童殿上なのか、殿上の時期がより早まるのかを判断することはできない。そして、「真木柱」巻と「藤裏葉」巻の二人が同一人物であることを決定づける手がかりも得られない。BとCのいずれにおいても、童殿上の実状を読み取ることはできず、Cに至っては語られる人物の来歴さえ不確かである。にもかかわらず、物語中の童殿上のうち限られた例でしか明示されない年齢が伴うのはなぜなのか。

物語があえて年齢に言及するからには、そこに意図を読み取るべきだろう。それを端的に表すのがBの場面だ。引用文の後には、年少の男君への言及が続く。ここでは、

次の君は、八つばかりにて、いとらうたげに、
(真木柱―三―三七九)

と語られる。先に兄君が「十なるは殿上したまふ」とあることから、「八つばかり」の弟は童殿上していないことになる。兄は十歳より早く童殿上した可能性も考えられなくないが、弟については八歳の時点で童殿上していないことは歴然としている。夕霧の子どもが「七つより上」、弁少将が「八つ九つばかり」で童殿上したことを考え合わせれば、これらの家々と「八つばかり」の子がまだ童殿上前の鬚黒家との間にある格差が見えてくる。

童殿上は、祖父や父の身分が大きく影響する制度である。若年で童殿上は、父方の家格や権勢を示すことにもなる。道隆や頼通の例を見ても、父は兼家と道長であり、当代一の家柄が他と比べて早期の童殿上を可能にしたと考えられる。翻って、物語において明らかな年齢としては、夕霧息の「七つより上」と弁少将の「八つ九つばかり」が年少となる。光源氏と夕霧、左大臣と頭中将を祖父と父に持つ彼らの血筋に並ぶ者はなく、それが童殿上の年齢に反映されたと考えることが出来る。

もちろん、他の子どもたちも七歳や八歳で童殿上を始めた可能性は否定できない。それは、物語が童舞のように語られる以前から童殿上を始めていたかもしれない例も含まれるためだ。物語が童殿上を始める際の年齢のみを語らないからこそ一概に比べることができなくなり、解釈の余地が残されるのである。そして、なぜ年齢を示す例を限定したのか。これらの問いについては、年齢をめぐる語りの様相に目を向けるべきだと考える。

さらに、童殿上の年齢をめぐることは、もう一つ見逃せない点がある。実は、物語の記述と年立てを追うことで、童殿上を始めた時の年齢がある程度具体的に推測できる例も存在するのである。これについては次節で見えていくことにする。

V、物語で推測可能な童殿上の年齢

物語において、年齢を類推できる例は二例ある。一つは、

E、大殿腹の若君、人よりことにつくしうて、内裏、春宮の
殿上したまふ。
(滯標一―二八四)

の夕霧の例である。夕霧は「葵」巻での誕生から年立て上の空白年はなく、この時点で八歳であることが判明する。もう一つは先に引いたDの例である。

D、いにしへも、遊びの方に御心とどめさせたまへりしかば、
舞人、楽人などを心ことに定め、すぐれたるかぎりをとと
のへさせたまふ。右の大殿の御子ども二人、大将の御子、
典侍腹の加へて三人、まだ小さき七つより上のは、みな殿
上させたまふ。兵部卿宮の童孫王、すべてさるべき宮た
ちの御子ども、家の子の君たち、みな選び出でたまふ。
(若菜下―四―一八〇)

ここでは、前後の文も含めて引用する。固有名詞が挙げられるのは、鬚黒・夕霧・兵部卿宮の子どもたちであり、鬚黒家からは二人、夕霧家からは三人童殿上したことが分かる。しかし、個々の人物紹介はなされないため、この段から個人を特定し、童殿上時の年齢を算定することは難しい。ただし、この記述に対応する後段のFの文を参照することで、人物の特定につなげることができる。

Fでは、六条院にて催された朱雀院五十賀の予行の様子が次のように詳述される。

F、右の大殿の四郎君、大将殿の三郎君、兵部卿宮の孫王の君たち二人は万歳楽、まだいと小さきほどにて、いとらうたげなり。四人ながらいづれとなく、高き家の子にて、容貌をかしげにかしづき出でたる、思ひなしもやむごとなし。

また、大将の御典侍の二郎君、式部卿宮の兵衛督といひし、今は源中納言の御子皇？、右の大殿の三郎君陵王、大将殿の太郎落蹲、さては太平楽、喜春楽などいふ舞どもをなむ、同じ御仲らひの君たち、大人たちなど舞ひける。

(若菜下―四―二七九)

この場面では、童舞に参加した人物と担当した舞が語られる。鬚黒家からは三男と四男が、夕霧家からは長男・次男・三男が出仕し、夕霧の息子たちについては次男が藤典侍腹だという母方の出自も明らかにになる。

このように、Dでは童殿上の開始時期を、Fでは童殿上した人物を確定できる。両場面を照らし合わせることで、年齢が示される夕霧の三男を除く鬚黒の三男・四男、夕霧の長男・次男の四名が何歳で童殿上したかを推し量るに足る情報が得られるのだ。

まずは、鬚黒の二子から見ていこう。三男の誕生は「その年の十一月に、いとをかしき児をさへ抱き出でたまへれば、」(真木柱―三―三九七)と語られる。童殿上する「若菜下」巻からすると、「真

木柱」巻での三男出生は八年前の出来事である。したがって、三男の年齢は数えて九歳となる。そして、四男については「若菜上」巻に「幼き君もいとつくしくてもものしたまふ。尚侍の君は、うちつづきても御覽ぜられじとのたまひけるを、」(若菜上―四―五六)とある。この場面は玉鬘主催の四十賀の折になされたものであるため、一月二十三日と正確な日付を特定できる。玉鬘が三男を生んでから四十賀までの間は二年だが、出産が一昨年(十一月、四十賀が当年一月と実質的には一年二ヶ月しかない。四十賀の際、三男と四男については「振分髪の何心なき直衣姿」(若菜上―四―五六―五七)とされる。三男が生まれてからすぐ懐妊したとしても、四十賀の時点での四男は生後半年も経っておらず不審は残るが、本文を優先させるならば三男出生後の翌年の早い段階で四男の誕生が望まれる。「うちつづきて」との表現もおそらく翌年に四男を授かったことを意味するのである。生まれた時が定かでない四男も、前後関係からは「八つばかり」と見なして差し支えないはずだ。

次に、夕霧の子について考えてみる。三男は「まだ小さき七つ」と語られるので、ここでは長男と次男について検討する。彼らの年齢を知る手がかりは、「若菜上」巻の光源氏の会話にある。

中納言のいつしかと儲けたなるを、ことごとしく思ひ隔てて、まだ見せずかし。(若菜上―四―五七)

右は玉鬘主催の四十賀の折になされた発言であるため、鬚黒の三男や四男のことを語った時と同様、一月二十三日という正確な日付を

把握できる。

大将のあまた儲けたなるを、今まで見せぬがうらめしきに、かくらうたき人をぞ得たてまつりたる (若菜上―四―一〇)

こちらは明石女御に若宮が生まれ、産養が催される中で発せられたものである。明石女御の出産は「三月の十余日のほど」とされる。

産養が挙行されるのは産後三日・五日・七日・九日であることから、三月中旬ごろの源氏の言葉と確認できる。

夕霧と雲居雁の結婚は四十賀の前年の四月七日であり、長男誕生まで九ヶ月半の期間しかないが、ここは本文に即して考えるほかない。また、四十賀の翌年にあたる産養の段では、夕霧の子は「あまた儲けたなる」と語られ、それなりの人数になったことがうかがえる。童殿上の際して語られる三男の「七つ」という年齢を加味すると、童舞より五年前のこの時点ですでに生まれており、「あまた」の中の一人に数えられることになる。夕霧と雲居雁が結ばれてから長男誕生までの期間、そして同じく雲居雁腹の三男の出産と童舞の時点での数えで「七つ」を満たすとなると、現実的にはかなり厳しいものにならざるをえない。なぜならば、結婚から三男が数えて七歳となるまでには二十ヶ月と二十日あまりしかなく、その間に二子を生まなくてはならないからだ。

この期間内で物語の記述とできるだけ相違しない設定を想定すると、長男は結婚同年の末か翌年の二十日ごろまで、三男は結婚翌年の十一月か十二月あたりの出生であろう。藤典侍腹の次男は長男よ

り後で三男より前であればいつでもかまわないが、「いつしかと儲けたなる」という源氏の言からは複数の子が生まれたとは考えにくいので、四十賀よりは後とすべきか。これまで述べてきたことをまとめると、次のような流れになる。

雲居雁との結婚 (四月七日)

← ◇長男誕生 (年末〜翌年二十日ごろにかけてか)

【新年】

源氏四十賀 (二月二十三日)

◇次男誕生 (源氏四十賀と三男の間の期間)

← ◇三男誕生 (十一月〜十二月あたりか)

【新年】

明石姫君所生の若宮産養 (三月中旬ごろ)

【五年後】

夕霧子息の童殿上

この想定の下では、Dの童殿上の時に数えて八歳の可能性が高い長男は「七つ八つばかり」、七歳の可能性が高い次男は「七つばかり」、三男が「七つ」となる。実際には非現実的な展開ではあるものの、物語の時間経過や嫡庶の出自などを踏まえると、三人の年齢設定が成り立つことが裏付けられるのだ。

このように、Dで語られる童殿上では「九つ」の鬚黒三男、「八つばかり」の鬚黒四男、「七つ八つばかり」の夕霧長男、「七つばかり」の夕霧次男、「七つ」の夕霧三男と、本来個別に年齢が示せる

はずである。しかし、物語は下限の年齢を語るにとどめ、個々の年齢や年齢の幅には一切ふれない。特に鬚黒四男の「八つばかり」という年齢は、同じく「八つばかり」で童殿上していなかった次男のイメージを払拭する上で大きな意味を持つはずである。また、頭中将の「御弟子」も「真木柱」巻の八男と同人であるならば、「八つばかり」の時点で童殿上していたこととなる。しかし、これらについて言及されることはなく、あえて曖昧にしているとさえ感じられる。以下の表に⁽⁶⁾まとめた通り、年齢が語られるA・B・C・Dの四名に加え、夕霧・鬚黒両家の四名、年立てから逆算できる夕霧と、実際には九名もの年齢が判明することになる。

人物名	場面	年齢表記
弁少将	A	八つ九つばかり
夕霧	E	八歳
鬚黒長男	B	十なる
頭中将「御弟子」	C	十ばかりなる
鬚黒三男	D	九つ
鬚黒四男	D	八つばかり
夕霧長男	D	七つ八つばかり
夕霧次男	D	七つばかり
夕霧三男	D	まだ小さき七つ

次節では、年齢が関わる童殿上の語りの意図について考察する。

VI、童殿上の年齢と語りの偏り

上記の表からは、物語が語る年齢と語らない年齢を取捨選択していることが明らかとなるだろう。物語における童殿上の語られ方は、童殿上の開始に合わせて語られる場合と童殿上の開始時期が特定できない場合に分けられる。いずれの場合にも年齢への言及は見られるが、後者の場合には童殿上を始めた年齢が早まる可能性も考慮する必要がある。

童殿上の開始時点を確定できないBとCの例では、結果的に「十歳」という年齢だけが漠然と印象に残されることになる。むしろ、童殿上の状況を臆化させることでいつ童殿上を始めたのか解釈の余地を残す、語りの恣意が顕著になるのである。開始時期に含みを持たせることで他の人物と同様に年少での童殿上の可能性を持たせつつ、十歳の時点での童殿上を印象付ける企図が看取できる。

その一方、弁少将や夕霧、鬚黒・夕霧両家の子息の童殿上はいずれも童殿上を始めた時点で語られており、その年齢は必然的に開始時のものとなる。その年齢は七歳から九歳と、古記録に見られる史上例ではかなり若年での童殿上に相当する。源氏、頭中将、鬚黒、夕霧らの一族は政権の中で枢要な位置を占めている上、家柄としても申し分がない。そうした事情が早期の童殿上を可能にするのであり、童殿上に際して語られる年齢は家格を象徴するものと言えよう。

この年齢に着目する時、頭中将や鬚黒の家の子と、夕霧とその子どもたちの例では相違点も認められる。頭中将・鬚黒家の子の場合には童殿上の開始時点とそうでない例が混在し、判明する年齢は八〜十歳となる。夕霧やその息子の場合は全て童殿上の開始時の例であり、年齢は七歳か八歳のいずれかである。物語は、童殿上にあたって最も若い年齢と確たる時期を夕霧の親子に提示する。

夕霧息の七歳での童殿上は物語中最も早く、史実でも頼通に対応する最年少の例である。物語が七歳という年齢を選択し、それを夕霧の子どもにものみ適用することには特段の意図が込められていると見るべきだ。それは、童殿上への語りからも説明できる。

BやCの童殿上の開始が七歳まで引き上げられるとしても、物語はそれを語らないため、積極的に肯定することはできない。また、Dにおいて鬚黒三男が九歳、四男が八歳と、兩名とも十歳未満での童殿上であるものの、物語がその年齢に言及することはない。彼らの年齢が語られていれば、夕霧に並ぶ若さでの童殿上であることが瞭然となったが、物語はそれをしなかった。結果的に、読者に印象付けられるのは弁少将の八・九歳、鬚黒長男や頭中将の子の十歳、夕霧三男の七歳という年齢である。そして、実際には鬚黒三男・四男が十歳未満で童殿上するため家ごとの年齢差は縮まるものの、表立って語られることはなく、明示された年齢こそが比較基準となる。物語が意識的に年齢差を設け、語る年齢と語らない年齢を峻別していると考えざるほかないのだ。夕霧の一族と他との年齢差は僅かとは

いえ、そこには厳然たる区別がなされているのである。

夕霧の童殿上については、同じく若くして童殿上を認められた藤原頼通と対応し、源氏の勢いを誇るとともに自身の将来性にも寄与することを前稿にて論じた。また、Dで夕霧の子に用いられる「まだ小さき七つより上」も、頼通の年齢と通ずる点で特殊性を認められるのではないか。夕霧息の七歳は、古記録に残る年齢で最も若い。

現在確認できる記録の中で七歳で童殿上が認められたのは、頼通のほか藤原兼経・藤原経任の二名である。ただし、頼通の童殿上が長徳四（九九八）年であるのに対して、兼経・経任の童殿上は寛弘三（一〇〇六）年と、頼通よりも八年遅い。また、頼通以前に若年で童殿上した例は、天徳四（九六〇）年の藤原道隆まで遡らなくてはならない。そして、兼経・経任の資格は頼通には及ばず、物語中で

権力の中心にある夕霧親子とも通うものではない。このように、夕霧三男の七歳童殿上は頼通の年齢と関連付けられるはずだ。夕霧の童殿上は頼通と重ね合わされるため、息子の童殿上についてもそれに準ずるものでなければ、祖父や父の威光を継承する童殿上制の意義から外れてしまう。父夕霧の童殿上と齟齬をきたさぬよう適用したのが、頼通と同じ七歳という年齢での童殿上であったと解せよう。

そして、もう一つ注目したいのが、語られた年齢が三男に軸を置くものであることだ。頼通の例に比するならば、嫡男であるほうが望ましい。現に、Dの童殿上には「大将の御子、典侍腹の加へて三人」と、正妻である雲居雁腹の長男も含まれる。しかし、長男を七

歳にしてしまうと次男や三男の年齢設定が現実離れしたものになってしまう。Dにおいて史実と相違しつつも三男を取り上げて七歳と語るのは、七歳での童殿上によって当代随一の勢威を示すことと、童舞を構成する上で七歳として不自然でない人物を置くことを両立させる腐心の手であったと考えられないか。嫡男がおりながらも「七つより上」と三男を起点とする童殿上の語りは、物語が七歳という年齢に注意していることの証徴であるはずだ。物語が童殿上の年齢について周到に設定していることは間違いない。

また、単に年齢を示すだけではない「まだ小さき七つ」との表現にも目を向けたい。「まだ小さき」は子どもながらの幼さを一般的には意味するだろう。しかし、八歳の時点で童殿上していなかった鬚黒次男が「いとらうたげ」とされることは異なる意味合いがあるはずだ。七歳で童殿上する夕霧三男への「まだ小さき七つ」という言辞は、幼さを印象付ける一方で、幼さを残すほど年少であっても童殿上を可能にする夕霧家の権勢をも示すものである。夕霧一族の童殿上では、年齢が勢威の発揚に効果的に機能している点で他と一線を画すと言えよう。

以上、物語から読み取れる童殿上の年齢表記について考えてきた。夕霧と子どもの童殿上をめぐるのは、年齢の他にも語りの観点から考察すべき事柄がある。これについては、次節で扱うことにする。

Ⅶ、夕霧と子どもたちの童殿上の差異

これまで夕霧と子どもたちの童殿上については一連のものとして扱ってきたが、童殿上を通して見えてくる夕霧親子のあり方には、実は明らかな違いが見られる。まず、夕霧自身の例では、個人が特定され、童殿上が物語展開にも影響を及ぼす。とりわけ、「内裏、春宮の殿上」という他に類を見ない表現は頼通の例を髣髴させ、登場機会が少ない幼少時の人物像の形成につながるものであった。それでは、夕霧の子どもの場合はどうか。

さしあたり、既述のDから見よう。「若菜下」巻の童舞の場面からは、雲居雁腹の二人と藤典侍腹の一人の三名が童殿上したことが読み取れる。後段のFと照応させることで、雲居雁腹が長男と三男、典侍腹が次男と個人の特定は可能だ。ただ、この三名が後の物語で活躍を見せることはない。前節で「七つより上」という年齢に着目し、他家よりも早く、歴史的にも若年での童殿上を印象付ける語りについて指摘したが、頼通との関連事項が新たな展開をもたらす夕霧の時とは異なると言える。

続いて、「幻」巻で語られる童殿上を取り上げる。

G、五節などいひて、世の中そこはかとなくいまめかしげなるころ、大将殿の君たち、童殿上したまひて参りたまへり。
同じほどにて、二人いとうつくしきさまなり。

ここでは、五節を控えて下の子二人が童殿上したことを簡潔に述べらばかりだ。直後に「御叔父の頭中将、藏人少将など」とあることから、雲居雁との子であることは分かるものの、個人を特定することはできず、何歳での童殿上であるのかを確かめる術もない。⁽⁷⁾

DとGを合わせると、五名の童殿上が語られたことになる。後の「夕霧」巻では子どもたちの出自の詳細が明かされる。男子については、雲居雁腹が太郎君・三郎君・五郎君・六郎君、藤典侍腹が二郎君と四郎君である。⁽⁸⁾朱雀院五十賀の時より六年間で、夕霧家の男子五名の童殿上が語られる。しかも、雲居雁腹が四名、藤典侍腹が一名と、正妻である雲居雁腹については全ての男君の童殿上に言及する。童殿上の有無が判明しないのは藤典侍腹の四郎君であり、ここには嫡庶の差が関係していると言えようか。これだけの数の童殿上が語られるにもかかわらず、一人として人物造型が具体化しないのは物語の関心がそこに見るほかない。童殿上が祖父や父の威勢を子が継承する制度であり、それを語る目的が童殿上する子どもにないならば、親や家に求める以外ない。夕霧子息の童殿上は、家の拡大を語るものと考えられるのだ。

それが最もよく分かる「宿木」巻の例を引く。

H、右の大殿の御七郎、童にて笙の笛吹く。いとうつくしかりければ御衣賜す。大臣下りて舞踏したまふ。

(宿木一五―四八五)

帝主催の藤花の宴において、夕霧の七男が笙の演奏を立派に務めたことが語られる。ここには「七郎」という素性が一切語られてこなかった人物が突然登場する。「夕霧」巻では六男までしか登場していないことを踏まえれば、その後新たに生まれた子どもということになる。本場面が初出にも関わらず、七男ということ以外何一つ分らない語りの姿勢に、この人物の持つ意味が顕著に表れている。

七男への語りは、これまでのD・Gとは全く異なるものである。

まず、宴席での管弦であることから、童舞と同様に童殿上の開始時期を特定することができない。そして、年齢も示されず、DとGでは必ず言及の見られた出自についても語られることがない。極端なまでに語られ方が違うのだ。年齢や出自などは対象とはならず、代わって語られるのは、帝から着ていた衣を下賜され、父の夕霧が息子に代わって返礼の拜舞を行ったことである。先に童舞を成功させた帝から御衣を賜ることが家の面目躍如であるとの服藤氏の見解を引いた。⁽⁹⁾本場面は童舞ではなく笙の演奏であるとはいえ、夕霧からすれば、衆目の下にこの上ない栄誉を手にし、自家の盛栄を誇示する絶好の機会となったはずだ。また、そうした結果を実現させるだけの権力を見せつけたことにもなっただろう。ここに至っては、家の基盤を安定させる人材の輩出を象徴する童殿上の開始ではなく、家の繁栄を確固たるものにする新たな男君の登場こそが求められたと考えられるのである。だから、年齢や出自といった細部は省かれ、宴で活躍する新しい息男という最低限の要素のみが語られたと言える。

D・G・Hの例を通じ、長い時の流れの中で他家よりも大人数の童殿上が語られる。しかし、夕霧の童殿上のように人物造型の輪郭を補完したり、物語展開に影響を及ぼす急速な昇進をもたらしたりすることは無い。「椎本」巻には、匂宮の初瀬詣の帰路に付き従った者として「石大弁、侍従宰相、権中将、頭少将、藏人兵衛佐」(椎本一五―一七〇)の名が見える。当該の記述について、浅尾広良氏が夕霧の子どもたちの勢力拡張は読み取れるものの、個々の人物は特定されず、政界における地位を示すことにしか注意が払われないと指摘する⁽¹⁰⁾。官職名と人数以上の情報を持ちえないことからして、夕霧の子どもを語り分ける必要性を認めていないことは明らかだ。玉鬘の大君の婚姻譚をはじめ、兄弟の中では登場機会の比較的多い藏人少将でさえ、童殿上はGで兄弟と一括して語られるにすぎず、他の兄弟との差異化が図られるわけではない。「竹河」巻で藏人少将から三位中将、宰相中将への昇進が語られるが、その理由を童殿上に求めることは難しいだろう。かくのごとく、息子たちの童殿上には語られる個々人に寄与する例がない。そして、物語の登場人物としての個性を付与されることもないのである。

夕霧の子どもたちの童殿上は、殿上する童にもたらされるものは大きいと言えないが、立て続く童殿上は一統の勢いを表す上で非常に効果的だ。また、D・G・Hの三例をつなぐと、執り行う大人の側の状況も浮かび上がってくるのである。次の光源氏の発言を見てみよう。

・家に生ひ出づる童べの数多くなりけるを御覽せさせむとて、

舞など習はしはじめし、
(若菜下―四―二七五)

・かの大将ともろともに見入れて、舞の童べの用意、心ばへよ
く加へたまへ。
(若菜下―四―二七七)

前者では朱雀院の御賀に合わせて自家の子どもを披露すべく舞を習わせ始めると、後者では夕霧とともに柏木にも舞の指導を依頼すると、いずれにおいても源氏の意向がはっきりと示される。童殿上した三人への舞の指導に主体的に関与していることから、Dの童殿上に際しても、祖父光源氏の影響力が強く反映されていると考えられるだろう。

朱雀院五十賀に向けたDでは源氏の積極的な関わりが見て取れたが、Gにおいてそうした取り組みはうかがえず、夕霧の行動も見えてこない。「幻」巻の童殿上での限定的な語りからは、この童殿上で源氏と夕霧のどちらが主体的な役割を果たしたのかを知る手がかりを得られないのである。

Hは、光源氏亡き「宿木」巻の出来事であり、父夕霧の威勢が如実に示される。「若菜下」巻の童舞と比すれば、夕霧が一家の長として家を差配する象徴的な場面とも捉えられるかもしれない。

Dでは童舞を機に自家の子どもを披露しようとする源氏の企図が、Gでは源氏と夕霧のいずれの動向も見えない状態が、Hでは七男が帝から褒美を賜り満座の中で拝舞する夕霧の姿が読み取れる。童殿上が語られる節目ごとに、源氏から夕霧へと実権が移行する過程が表れていると解釈できないだろうか。このような祖父・父の関与の

あり方もまた、童殿上が家の相続の一端を物語るものであることを示していよう。

以上のように、夕霧家をめぐる童殿上は、個々の人物を浮揚させるためには機能せず、家の発展や継承の過程を詳らかにするものと言えらる。夕霧自身の場合には、物語の表舞台上に上がるにあたって個性を付与する意味合いがあったが、夕霧の子どもたちの場合には、童殿上が作中人物としての活躍には結び付かない。むしろ、夕霧息子の童殿上は、加速する家の発展を象徴するものだと考えられるのである。

Ⅷ、まとめ

これまで物語において年齢が判明する童殿上について考察を進めてきた。物語が語る年齢には明らかな意図が読み取れる。また、語られない年齢や童殿上の開始時期を確定させないことにも作意が認められるのである。物語において年齢が関係するのは、良家の子弟の童殿上に限られる。その中で夕霧の子は、七歳ないし八歳と物語中最も早く童殿上する。一方、頭中将や鬚黒の子が七歳で童殿上を始める例はない。童殿上の年齢は、他の家々と夕霧一族を弁別することになるのだ。

それでは、夕霧自身の童殿上も含め、親子二世代に渡る童殿上が語られることの意味はどこにあるのか。夕霧が父光源氏の後をいかに継いでいくかは、物語で詳らかに語られることはない。しかしながら、

物語における童殿上の年齢への語りを契機に夕霧父子の童殿上を読み解くと、夕霧が自家を発展させる政治的状況の一端が見えてくる。

第二部・第三部と立て続けに息子が童殿上を果たし、物語を通して家の繁栄が語られる。年齢を問わず童殿上全体で各三例の頭中将家・鬚黒家に対し、六例に及ぶ夕霧の子の童殿上は夕霧家の活況を印象付ける。そして、夕霧息子の童殿上は、「若菜下」巻から「宿木」巻までと長期にわたってその動向が取り上げられる点も類を見ない。童殿上が夕霧のみならず、次の世代まで引き継がれ、家の隆盛を物語るあり方は、物語がいかに夕霧家に童殿上を意識的に用いたかを明らかにする証左と言えよう。夕霧とその子どもたちの童殿上は、親子でその役割を変化させながら、物語の進展に即して家格の上昇を導くものであった。

注

- (1) 青木慎一「夕霧と童殿上―『源氏物語』漆標巻の「内裏、春宮の殿上から」―」『中古文学』第百号記念号、2017・11
- (2) 服藤早苗「平安王朝の子どもたち 王権と家・童」吉川弘文館、2004
- (3) 服藤早苗「童殿上の成立と変容―王権と家と子ども―」『平安王朝の子どもたち 王権と家・童』（注2）
- (4) 本稿では、頭中将の呼称について昇進後も変更しない。また、頭中将の次男に対しては「弁少将」の呼称を一貫して用いる。
- (5) 『中右記』嘉承二年四月十日条。

付表：古記録類において年齢が確認できる童殿上の例

氏名	父の名前	祖父の名前	年齢	童殿上史料年月日	内容	史料
藤原忠平	太政大臣基経	贈太政大臣長良	一〇歳	寛平元・四・一九(八八九)	童舞	宇多天皇御記
藤原敦忠	故左大臣時平	太政大臣基経	一二歳	延喜一七・二・一五(九一七)	記録	中古歌仙三十六人伝
源重信	敦実親王	宇多天皇	一三歳	承平四・一・二二(九三四)	記録	公卿補任
藤原兼家	中納言師輔	摂政忠平	一〇歳	天慶元(九三八)	記録	尊卑分脈
藤原高光	右大臣師輔	関白忠平	一〇歳	天曆二・八・一九(九四八)	次第	九曆・中古歌仙三十六人伝
藤原朝光	従四下兼通	右大臣師輔	一〇歳	天徳四・三・三〇(九六〇)	歌合	殿上日記
藤原道隆	少納言兼家	右大臣師輔	八歳	天徳四・三・三〇(九六〇)	歌合	殿上日記
藤原時光	従四下兼通	右大臣師輔	一三歳	天徳四・三・三〇(九六〇)	歌合	殿上日記
藤原実資	齐敏・養父実頼	左大臣実頼	一〇歳	康保三・一〇・七(九六六)	童舞	西宮記・古今著聞集
藤原正光	正四下兼通	右大臣師輔	一三歳	安和二・八・一三(九六九)	記録	公卿補任
藤原道綱	摂政兼家	右大臣師輔	一五歳	安和二・八・一三(九六九)	記録	公卿補任・尊卑分脈
藤原兼綱	道兼・道綱養子	摂政兼家	一一歳	長徳三・七・三〇(九九七)	次第	権記
藤原頼通	左大臣道長	摂政兼家	七歳	長徳四・一・一九(九九八)	次第	権記
藤原兼経	大納言道綱	摂政兼家	七歳	寛弘三・一・一六(一〇〇六)	記録	御堂関白記
藤原実経	参議行成	従五下義孝	九歳	寛弘三・三・一六(一〇〇六)	次第	権記
藤原経任	参議懐平	参議齐敏	七歳	寛弘三・一・二〇(一〇〇六)	次第	権記
藤原定頼	参議公任	太政大臣頼忠	一六歳	寛弘四・一・二〇(一〇〇七)	次第	御堂関白記
藤原経季	参議経通	参議懐平	一四歳	治安三・九・一二(一〇二三)	童舞	小右記・権記ほか(※)
藤原兼頼	権大納言頼宗	関白道長	一〇歳	治安三・九・一二(一〇二三)	童舞	小右記・権記ほか(※)
藤原信家	内大臣教通	関白道長	八歳	万寿二・三・二三(一〇二五)	次第	小右記
藤原通房	関白左大臣頼通	関白道長	一一歳	長元八・五・一六(一〇三五)	歌合	賀陽院水閣歌合・栄花物語

※本表は「夕霧と童殿上―『源氏物語』 澁標巻の「内裏、春宮の殿上」から―」(注1)で用いた表を再掲したものである。

※史料年月日は、賀宴の準備を記す『小右記』に拠る。『権記』・『栄花物語』は賀宴当日(同年10月13日)、『中右記』は兩日を記載。

(6) 表中で□で囲った場面は童殿上開始時の年齢と合致する例を示す。また、年齢表記で網掛けを用いた部分は年立てや本文の記述からの推定であることを意味する。

(7) 強いて言えば、この二人のどちらかが後の蔵人少将であるが、上の子か下の子かは識別できない。

(8) 「夕霧」巻で語られる男子の振り分けについては、四郎君と五郎君で庶嫡の異同が見られるが、本稿ではさしあたり引用本

文のまま解釈する。

(9) 服藤早苗「舞う童たちの登場―王権と童―」『平安王朝の子どもたち 王権と家・童』(注2)

(10) 浅尾広良「主人公の心を照らす夕霧の子どもたち 若君・蔵人少将・六の君」久保朝孝・外山敦子編『端役で光る源氏物語』世界思想社、2009

(あおきしんいち 本学日本学研究所研究員)